

堀尾期松江藩の忍者

山田雄司

はじめに

近年各地で忍者研究が進んでいる。これまでその存在すら疑問視されていた忍者について、史料に基づいた実証的研究が行われ、その実態が解明されつつある。

現在の研究では、南北朝時代から江戸時代末まで史料上に忍者の存在が確認でき、公儀に仕えて主に情報収集などの任務を果たしたことが明らかとなっている^①。そして、江戸幕府成立前後において、忍者の身分や構成員、果たした役割が大きく変わったことも明らかとなってきた。

とりわけ、江戸時代における忍者の研究が進展し、伊賀・甲賀はもちろんのこと、幕府および、福井藩、徳島藩、熊本藩といった諸藩における忍者の実像が解明されてきたている。本稿は、筆者が松江市から依頼されて二〇一八年から三年間にわたって松江藩の忍者の研究を行った成果の一部である。また、一般向けには、一般社団法人松江観光協会編『松江藩の忍者―松江忍者のルーツを探る―』（今井出版、二〇二一年）として出版されているので、参照いただけたら幸いである。

第一章 甲賀者の召し抱え

松江藩成立期の大名である堀尾氏と忍者との関係は、天正六年（一五七八）から八年にかけて行われた播州三木城の戦いにさかのぼる^②。このとき武勲をあげた堀尾吉晴は、織田信長から忍者として名高い甲賀衆百人を預かった。「堀尾家記録」^③には以下の記述がある。

一、天正七年播州三木城主別所小三郎ヲ御取巻ノ時、霧峯ニテ鏝ヲ合ス、

一、同所ニテ谷大膳討死ノ時、滑川端ニテ鏝付、首討取、此時分銅ノ紋付タル旗三本御持鏝拾本拝領、甲賀衆百人御預ケ被成下、

また、堀尾家菩提寺である妙心寺春光院所蔵「堀尾家譜系」^④にも以下のように記されている。

（天正）七年己卯三月織田信忠之^長別所長治^小於播州三木城

一、可晴攻^二其子城露峯^一、有^リ功九月別所長治分^レ兵^ヲ擊^ニ谷衛

好^力之^大營^一、衛好防戦^テ死^レ之、秀吉欲^シ援^レ之、卒^三三百人^一而出

長治^カ之^伯父賀相^{別所山城守}師^ニ兵^三千^ヲ軍^大村^ニ秀吉進^ミ戦^テ大^ニ破^ル

之^ヲ可晴殊^ニ死戦^シ刺^シ敵^於滑川^ノ上^リ獲^レ首^而帰^ル、秀吉賞^シ之^賜

二旗^三竿^馬鎗^十柄^一、^武胄^一、^頭上^天條^一、^甲賀^入問^謀、^可

晴家臣松田左近^モ亦^苦戦^シ有^ニ功^秀吉賜^レ感^書、

同じく妙心寺春光院所蔵「堀尾家由緒書」^⑤にも次の記述がある。

一、同年播州三木ノ付城霧ヶ峯ニテ鏝下ノ首御捕、

一、同所ニテ谷大膳討死ノ時、斜小河端ニ鏝下ノ首御捕、是時分銅ノ紋付ノ旗三本御拝領、甲賀衆百御預リ、

織田信長配下の羽柴秀吉が播磨三木城に籠城する別所氏を兵糧攻めにしたこの戦いは、「三木の干殺し」として知られるが、その際堀尾吉晴は鎧で敵を倒すなどの武勲をあげ、秀吉から分銅（法馬）紋の旗三本、玳瑁飾りの鎧十本、綱のようにねじれた飾りの兜、ならびに俗に忍者と呼ばれる間諜をよくする甲賀衆百人を給わつたとされる。秀吉はそれ以上の甲賀忍びを抱えていただろうし、褒美としてとらせるほど重要視していたとも言えよう。注意しておきたいのは、このときは甲賀の忍びを配下に從えたとする点だが、その後甲賀忍びの記述は見られないので、実態はよくわからない。

第二章 天正伊賀の乱と伊賀者

その後、大きな転機となったのは、天正六年（一五七八）から九年にかけて起こった織田信長による伊賀侵攻の天正伊賀の乱である。このとき多くの人が殺されたが、伊賀を逃れて周辺諸国の大名の庇護を受けた者もあつた。そして、中には堀尾吉晴に召し抱えられる者もあつた。

このことについて、岡山大学図書館池田家文庫所蔵の萩野弥太郎による奉公書「先祖並御奉公之品書上」に次のように記されている。

浅野瀬兵衛支配忍

切米式拾石九斗

扶持五人

萩野市右衛門 元禄九子六十六歳

一、養曾祖父儀髓承伝不申候^ニ付、書上不申候、
一、養祖父萩野惣右衛門、生国伊賀綾之郡玉瀧、則処^ヲ支配仕罷有候由、其比伊賀之者其他国^江不随自国を守り居申候由、依之信長公御馬を被向候处、伊賀之者共口々を能防能走廻り、御手^ニ不入事及数度候、以後伊賀之士之内方内通之者有之、終^ニ御手^ニ入申^ニ付、住居を立去、落人と罷成居申候处に、後々八国をも御赦免之様^ニ罷成立帰、古郷^ニも罷有、又ハ方々と年久仕候節、堀尾帯刀殿^{（吉田）}拘可被申由^ニ、遠州浜松^ニ伊賀者五人被呼出候、右之惣右衛門も其人^ニ之内^ニ罷出候、切米拾三石五斗、三人扶持給奉公申候、関ヶ原御陣御供仕、手近^ニ諸事役儀相勤帰陣之節、於関ヶ原役儀能相勤申候由忝言葉之褒美御座候由、其後追々拘被申、雲州国替以後同役三拾五人^ニ罷成、堀尾山城^{（堀尾）}守殿大坂陣之供仕、手近^ニ諸事相勤、殊^ニ城中方佐竹殿手へ討出候時、山城守殿横相^ニ御掛^ケ、先立^テ鉄炮せり合之節、時^ニ至^テ鉄炮被申付、伊賀者共一手^ニ成打立申、旁以大坂勢敗軍仕引取申候由、御帰陣之節諸事能相勤、殊^ニ鉄炮被申付候節、首尾能取合候、自今以後鉄炮赦免被申自由^ニ持候得と忝言葉之褒美御座候由承伝申候、寛永十年^西九月廿日山城守殿遠去^ニ付浪人仕、同十一年^戊五月松平右近様^{（由羅野）}忍之者^ニ被召出、御切米拾五石、四人扶持被下、御奉公申上、摂州赤穂^ニ病死仕候、
一、養父萩野惣右衛門、生国伊賀綾之郡玉瀧、古主堀尾山城守殿^ニ、切米拾三石五斗、三人扶持給奉公申、寛永十年^西八月雲州浪人仕、同十一年^戊前萩野惣右衛門一所^ニ松平右近様^江被召出、御切米拾五石四人扶持被下、御奉公申上、正保二年^西播州浪人仕候節、於江戸 故少将様^江被 召出、式拾石^ニ五人扶持被下、同年六

月十五日初て 御目見申上候之節、草賀宇右衛門組^ニ被^レ 仰付候、御国^江參候様^ニと被仰出、七月三日江戸罷立、同十五日^ニ備前^ニ參着仕候、

(中略)

一、実曾祖父守田将監、生国伊賀綾之郡西村、代々西村小城^ヲ構近辺致知行、戦国之時分国中之士互致与力他国^ニ不随自国を守^リ居申候由承伝申候、

一、実祖父守田三之丞、生国伊賀西村将監家を相続仕、右之城^ニ居申候由、此時分伊賀之士之内

信長公^ハ致内通、伊賀之國^江 信長公之大軍を引入放火^ニ御攻^ニ付、

西村之城致没落、近所平野と申処之城^江敗軍之士馳集^リ、五十騎斗楯籠一日一夜持国申候由、其時三之丞十八歳^ニ罷成、頭分^ニ走廻^リ、

信長公之御人数多^ク撃取申候之由、然共平野之城終^ニ致落去、夫方三之丞方々身を隠^シ、筒井順慶石田治部少輔^ハ杯^ニも居申候由、関

ヶ原敗軍之後致浪人、^{播磨宰相様^江忍之者^ニ被^レ 召出御知行百石^ハ被下候由、大坂御陣 武藏守様御供仕候節、天満川御越可被成}

御内意^ニ瀬踏可仕旨、同役今谷太郎右衛門と申者と三之丞^ハ武人^ニ被^レ 仰付、此方は天満天神之通方少上之方向ハ今之八軒屋之上之

方^江夜中^ニ瀬踏仕向に渡印を仕、御陣所^江罷帰候、御先年伊木長門^ハ門^ニ 篝^ハ着候処^ニ、長門無事^ニ罷帰候とて時分未吟申候^ニ付、自身篝を焚

あてられ候、夫方御本陣^江參、於敵地被仰付候御用之儀申上候由^ニ御座候、

故少将様因州江御国替之翌年御暇申上候由、慶安三年^寅十二月十七日病死仕候、

一、実父守田長左衛門、生国伊賀西村、肥前島原一揆之時分 紀州様御家来牧野 肝煎^ニ水谷伊勢守殿江知行三百石^ニ被召拘用事被申付島原^江可被遣由^ニ候得共、少々所存有之^ニ付、不罷出、

萩野市右衛門の養祖父萩野惣右衛門は、伊賀国阿拝郡玉瀧の生まれで、そのころ伊賀の者は他国に従わず自国を守っていたため織田信長が兵を進めたが、伊賀の者は伊賀への入口をよく防ぎよく走り回り、信長は数度にわたって落とすことができなかった。しかし、伊賀の者の中に内通する者があって、ついには手に入れることができた。そのため伊賀を離れて落人となり、中にはしばらくして伊賀に帰る者もあつたが、あちこちに仕えていたところ、堀尾吉晴公が召し抱えるということ、浜松で伊賀者五人が呼び出されたが、惣右衛門もそのうちの一人で、切米十三石五斗・三人扶持で奉公することになった。関ヶ原の戦いにも出陣して褒美の言葉をいただいた。その後召し抱えられる伊賀者が次第に増え、出雲国に国替え以後は三十五人になり、堀尾忠晴公が大坂の陣に出陣の際にお供して諸事に勤め、とりわけ鉄炮を申し付けられて伊賀者が大きな功績を遂げたので、帰陣後は鉄炮を申し付けられた。寛永十年（一六三三）九月二十四日に忠晴公が亡くなると浪人となり、同十一年五月に赤穂藩主の松平輝興公に忍びの者として召し出されて、切米十五石・四人扶持として仕え、赤穂にて病死した。

養父も同名の萩野惣右衛門で、伊賀国阿拝郡玉瀧の生まれ。堀尾忠晴公に仕え、寛永十年に浪人となって、翌年先代の惣右衛門とともに赤穂藩主の松平輝興公に切米五石・四人扶持で仕えたが、正保二年

(一六四六)浪人となり、江戸で二十石・五人扶持で岡山藩主池田光政公に召し抱えられて、備前に来ることとなった。

実會祖父の守田将監は伊賀国阿拝郡西村の生まれで、代々西村小城あたりを知行し、戦国の時分には国中の士が与力して他国に従わず、伊賀国を守っていた。

実祖父の守田三之丞は伊賀西村の将監家を相続し、西村城に居を構えていた。このとき伊賀の士のうち信長公と内通して伊賀国に信長公の大軍を引き入れ、放火されたことにより西村城は落ち、近所の平野という城に敗軍の士が馳せ集まり、五十騎ほどたて籠り、三之丞は十八歳だったが親分として走り回り、信長公の軍勢を数多く討ち取った。しかし平野城はついに落ち、筒井順慶、石田三成のところにも身を寄せ、関ヶ原の戦い後は浪人となって、姫路藩主池田輝政公に忍びの者として召し出され、百石を知行した。大坂の陣では池田利隆公の御供をし、天満川を越えられるかどうか水の深さを見る瀬踏みを見谷太郎右衛門と三之丞の二人に行わせ、三之丞は天満天神の通りから少し上の方向の、今の八軒屋の上の方へ夜中に瀬踏みをし、その証拠として渡印して陣所に戻ってきた。そして、池田光政公が因幡国鳥取藩主として国替えとなった翌年、暇を申し上げて慶安三年(一六五〇)病死した。

実父守田長左衛門は伊賀西村の生まれで、肥前島原一揆のころ、紀州徳川家の家老牧野兵庫頭の取り持ちで水谷勝隆公に知行三百石で召し抱えられ、島原に遣わされることになっていたが、事情があつて向かわなかった。

伊賀者が鉄炮隊として大坂の陣に加わっていたことについては、他

の史料からも裏付けることができる。『徳川実紀』⁽⁸⁾卷三十一慶長十九年(一六一四)十一月には、「堀尾は上杉が備の南より押出し鉄炮を放し、伊賀雑賀の銃卒八十人三間ばかり前へをしいだし、膝台にて打立しむ」とあり、堀尾忠晴は伊賀・雑賀の鉄炮衆を八十人率いていたとされる。

また、『御撰大坂記』⁽⁹⁾十堀尾系譜之内山城守忠晴事跡慶長十九年十一月二十六日にも以下の記述がある。

忠晴か家士岡武左衛門、伊賀・雑賀の銃卒八拾人を率て来り、今迄の場より三間出張らせ、膝台にて能狙て放せけれハ、敵より放ツ銃へ前の格とかハリける故、皆こして中らず、此方より放つ銃ハ膝台故、一箇もはつれず、終にハ狭間を閉けり。

膝台という座つて片膝を立てて撃つ方法で、伊賀・雑賀の鉄炮衆八十人が大きな成果をあげたという。

『譜牒餘録』⁽¹⁰⁾中「高階姓 堀尾氏」忠晴の項にも同様の記述がある。

忠晴ガ家士岡武左衛門伊賀雑賀ノ銃卒八十人ヲ率テ来リ、今マテノ場所ヨリ三間出張ラセ、膝台ニテ能狙ヲ放セケレハ、敵ヨリ放ツ銃ハ前ノ格トカハリケル故、皆コシテ中ラズ、此方ヨリ放ツ銃ハ膝台故、一箇モハツレス、終ニハ狭間ヲ閉ケリ、

このように天正伊賀の乱の後に堀尾家に召し抱えられた伊賀者は、雑賀衆とならんで大坂の陣において鉄炮隊として活躍したことがわかる。

第三章 松江城下の伊賀者

堀尾家に召し抱えられた伊賀者については、松江藩の史料からも裏付けられる。表紙に寛永十曆壬酉（一六三三）九月日とある「出雲・隠岐堀尾山城守家中給知帳」には、

参千石 揖斐伊豆 伊賀四拾人

百石^(つ) 堀尾春千代 雑賀四拾人

千式百石 久徳内膳 弓式拾壹人

とあり、「雲陰両国之大守堀尾帯刀先生吉晴公給帳」⁽¹²⁾にも、

三千石 揖斐伊豆 伊賀鉄炮四拾人

三千石 堀尾但馬 □賀鉄炮四拾人^(雅)

百石 堀尾春千代 弓廿一人

千式百石 久徳内膳 弓廿一人

のように、伊賀者が四十人いたことがわかる。⁽¹³⁾

寛永年間「堀尾忠晴給帳」⁽¹⁴⁾にも、伊賀鉄炮が四十人いたことが記されている。

堀尾修理 鉄炮五拾人

堀尾因幡 鉄炮六拾人

堀尾采女 鉄炮五拾人

小島隼人 鉄炮式拾人

堀尾大隅 鉄炮廿壹人

吉川猪之助 鉄炮廿人

前田丹波 鉄炮式拾式人

三千石 外伊賀鉄炮四拾人 揖斐伊豆

百石 他雑賀鉄炮四拾人 堀尾春千代

ここで注意したいのは、伊賀・雑賀の鉄炮隊は足軽による鉄炮隊と一線を画し、さらに伊賀は、家臣団の中でも石高の高い揖斐伊豆の配下に置かれ、雑賀の鉄炮隊よりも重んじられていたと考えられる点である。⁽¹⁵⁾

堀尾氏は浜松から月山富田城を経て松江に入府した際に、伊賀者四十人を城下に置いた。そして、伊賀者が松江で住んだ場所については、島根大学附属図書館所蔵「堀尾期松江城下町絵図」に、伊賀某として清光院下（現在の外中原町付近）に名前を見ることができ、城下西方の守りを固めていたと思われる。⁽¹⁶⁾ そこに見られる名前は以下の二十九名である。そしてここには「鉄炮場」も記されている。

伊賀久八、同藤右衛門、同清八、同庄大夫、同新右衛門、同小右

衛門、同源右衛門、同十助、同甚右衛門、いが久兵衛、同久五郎、

同惣十郎、いが九右衛門、一松運、

いが勘右衛門、同加平、同与右衛門、同惣右衛門、同庄吉、同久

左衛門、いが左平次、同孫右衛門、同五左衛門、同猪平次、同兵

右衛門、同仙右衛門、同善右衛門、同庄五郎、同善助、

また、伊賀者が立ち並ぶ家並みにおいて、一軒空白となっている場所があることから、合わせて三十名が鉄炮隊として組織されていたのだろう。外中原町清光院前から愛宕下までの伊賀者屋敷は百坪から二百坪ほどで、鉄炮町に住む鉄炮足軽の屋敷は七十五坪を割り当てられた。こうしたことから伊賀者は他の鉄炮衆よりも優遇されていたことがわかる。⁽¹⁷⁾

ところで、伊賀者は四十人いたはずなので、残り十人はどうなったのだろうか。絵図では清光院下の伊賀者の近くに、名前が記されることなく「早道」とだけ書かれた家が十軒記されている。おそらく彼らは伊賀者なのではないだろうか。「早道」とは、早く情報を伝えることからつけられた名称で、彼らがいわゆる「忍者」として情報収集を担ったのではないかと思われる。これまでは弘前藩で忍びとして活動していたことがわかっており、松江でもそうした役割を担った人物だったのではないだろうか。しかし、どのような活動をしていたのかがえる資料は今のところ発見されておらず、詳細は不明である。

第四章 岡山・徳島藩史料に見える松江藩の伊賀者

藩主が転封になると家臣はそれに付き従っていくことが普通で、忍びも同様であるが、御家取り潰しなどで仕える藩主がいなくなってしまう場合には、新しい仕官先を探さなくてはならない。寛永十年（一六三三）に堀尾忠晴が三十三歳で死去すると、堀尾家は無嗣改易となつたため、伊賀者たちは新たな仕官先を探さなくてはならず、中国・四国地方の大名を頼っていった。

岡山藩には江戸時代はじめ忍者が十八家あり、幕末には十家あった。^⑯池田家文庫の享保五年三月より同十一年八月迄「切米帳 土鉄炮格以下」には忍び十八名が記されている。

森半右衛門

野間五左衛門 支配忍ひ
西十月御免
小島権内

- 一、式拾石九斗五 瀬野弥一兵衛
- 一、式拾石九斗五 藤村半七郎
- 一、式拾石九斗五 吉岡半内
- 一、式拾石九斗五 萩野仲右衛門
- 一、式拾石九斗五 中原源六郎
- 一、式拾石九斗五 瀬野九郎左衛門
- 一、式拾石九斗五 藤村浅右衛門
- 一、式拾石九斗五 早川加右衛門
- 一、式拾石九斗五 早川弥次右衛門
- 一、式拾石九斗五 萩野久七郎
- 一、式拾石九斗五 守田長左衛門
- 一、式拾石九斗五 今中喜右衛門
- 一、式拾石九斗五 早川数右衛門
- 一、式拾石九斗五 武岡泉右衛門
- 一、式拾石九斗五 岸田小右衛門
- 一、式拾石九斗五 岸田善藏
- 一、式拾石九斗五 早川覚之丞
- 一、式拾石九斗五 瀬野幸右衛門

名替り弥一兵衛

彼らは他の史料からは「伊賀者」と記されている人物だった。^⑰先にもあげた、池田家文書には忍びの家の奉公書が残されており、祖先が

伊賀出身であることを確認することができる。岸田牧雄による奉公書「先祖並御奉公之品書上」⁽²³⁾は以下のように記されている。

浅野瀬兵衛支配忍

切米式十石九斗 岸田小右衛門 元禄九_子五十九歳

扶持五人

一、養曾祖父萩野惣右衛門、生国伊賀綾之郡玉瀧、堀尾帯刀殿^(吉勝)罷出、切米拾三石五斗^(三)三人扶持被下、山城守殿代迄罷有候、山城守殿御死去以後、寛永十一年^(成)

松平右近様^(池田藤忠)被

召出、御切米拾五石^(二)四人扶持被下候、其以後撰

州赤穂郡加里屋^(ニテ)病死仕候、

一、養祖父萩野儀左衛門、生国伊賀綾之郡湯舟、松平右近様^(江)被

召出、御切米拾五石^(二)四人扶持被下候、御煩以後牢人仕候、

一、正保式年^(西)御家^(江)被 召出、同年六月十五日於江戸 御目見申

上、御切米式拾石^(二)五人扶持被下、草加宇右衛門組^(ニ)被 仰付、御

国^(江)参追付、又罷下江戸^(ニ)相詰可申旨被 仰渡、御国^(江)罷上^(リ)候、同

年十月十七日江戸^(江)御銀も参候^(ニ)付相添罷下候、江戸^(ニ)相詰申候、

翌年四月十八日御帰国御供仕、道中不寝御番仕罷帰申候、其以後

御断申上、名字替^(リ)岸田^(ニ)罷成申候、

岸田小右衛門の養曾祖父は萩野市右衛門と同様に萩野惣右衛門だといふ。そして養祖父萩野儀左衛門は伊賀国阿拝郡湯舟の出身で、職務として不寝番を行っていたことが記されている。

児島鎮吉による奉公書「先祖並御奉公之品書上」⁽²³⁾は以下のものである。

浅野瀬兵衛支配忍

切米式十石九斗 早川加右衛門 元禄九_子六十歳
扶持五人

一、曾祖父儀者様子不奉存候、

一、祖父小嶋与右衛門、生国伊州上野郡小嶋村、慶長五年_子関ヶ

原御陣、堀尾帯刀殿^(吉勝)從遠州浜松出陣之刻、伊賀之者^(三)罷出、切米

拾三石五斗^(三)三人扶持給、則関ヶ原御陣供仕候之由、其後同山城守^(吉勝)

殿代迄罷有候、

一、元和元年^(卯)大坂御陣之節、山城守殿供仕側近被召仕候由、殊

大坂勢佐竹殿手^(江)討出候時、山城守殿横合^(ニ)御掛、先達而鉄炮せり

合之節、時に至之鉄炮被申付、三拾五人被召連候、伊賀之者共一

手^(三)成打立申候、旁以大坂勢敗軍仕候、帰陣之節諸事相勤殊鉄炮

被申付候処、首尾能相勤申候与懇意共御座候由承伝申候、祖父与

右衛門年罷寄申^(ニ)付、千木左衛門^(ニ)名代役被申付候、其以後与右

衛門義備中松山^(ニテ)病死仕候、

一、父早川左左衛門、生国雲州野喜之郡戸田本名小嶋^(ニ)御座候得

共、御家^(江)被 召出候時分、早川与替申候、堀尾山城守殿^(ニテ)祖

父与右衛門名代役被申付罷有候、山城守殿死去之後、池田出雲^(長常)

守様^(江)忍役儀^(ニ)被召出、御切米拾五石四人扶持被下罷有候、

出雲守様御遠行後、寛永十八年^(大高)十二月江戸^(ニテ)御家^(江)忍之者被 召

出、御切米式拾石五人扶持被下候、初而 御目見申上候月日失念

仕候、

早川加右衛門の祖父小嶋与右衛門は伊賀国上野郡小嶋村の生まれで、関ヶ原の戦いの際堀尾吉晴公（実際は忠氏）が浜松から出陣の際、伊賀者として参加し、切米十三石五斗・三人扶持で忠晴公まで仕えた。

元和元年（一六一五）大坂夏の陣では忠晴公が鉄炮隊を三十五人召し連れて参陣し、伊賀者たちは一手になって打ち、大坂勢を打ち破った。帰陣後はさまざま勤め、とりわけ鉄炮を申し付けられて働き、備中松山で病死した。父早川左衛門は出雲国能義郡戸田の出身で、堀尾忠晴公に与右衛門の名代役を申し付けられ、忠晴公亡き後は備中松山藩池田長常公に忍び役として召し出され、切米十五石・四人扶持で勤めた。長常公亡き後は、寛永十八年（一六四一）十二月、江戸で池田光政公に忍びの者として召し出され、切米二十石・五人扶持で仕えることとなった。

瀬野新三による奉公書「先祖並御奉公之品書上」⁽²⁴⁾は以下のようなのである。

浅野瀬兵衛支配忍

切米式十石九斗 瀬野右衛門 元禄九_子五十歳

扶持五人

一、養曾祖父養祖父之儀者様子不奉存候、

一、養父瀬野九郎左衛門生国雲州野喜郡戸田本名藤村_{ニテ}御座候得共、御当家_江被_レ召出候時分、瀬野_{ニテ}替申候、初ハ堀尾山城守殿

江忍之者罷出、切米拾三石五斗三人扶持給罷有申候、山城守殿御死去以後、池田出雲守様_{長常}被_レ召出、御切米拾五石四人扶持被_レ下罷

有候、年号月日其外具成儀者不奉存候、出雲守様御遠行之後、

寛永十八年_(六四)十二月 御当家_江忍之者被_レ召出、御切米式拾石五人

扶持被_レ下候、初而 御目見申上候月日失念仕候、

(中略)

一、実曾祖父藤村久左衛門、生国山州宇治郡田原、堀尾帯刀殿_江

忍之者罷出、切米拾三石五斗三人扶持給、同山城守殿代迄罷有申候、則雲州_{ニテ}病死仕申候、年号月日其外具成儀ハ不奉存候、

一、実祖父藤村忠兵衛、生国雲州野喜郡戸田、古主堀尾山城守殿_{能義}

ニテ、曾祖父久左衛門跡目無相違被_レ申付相勤罷有申候、則大坂御陣

式十二歳 供仕側近被_レ仕候由、殊ニ大坂勢佐竹殿御手_江討て出候時、

山城守殿横合掛_リ被_レ申、先達而鉄炮せり合之節、至時鉄炮被_レ申付

三拾五人被_レ召連候、忍之者共一手ニ成打立申候、旁以大坂勢敗軍

仕候、御陣之節諸事相勤、殊鉄炮被_レ申付候処_江、首尾能相勤申候

者懇意共御座候由承伝申候、山城守殿死去之後、池田出雲守様_ハ

同役被_レ召出、御切米拾五石四人扶持被_レ下罷有申候、年号月日其外

具成儀ハ不奉存候、出雲守様御遠行之後、寛永十八年_(六四)十二月江

戸_{ニテ}

御家_江忍之者被_レ召出、御切米式拾石_{ニテ}五人扶持被_レ下候、初而 御

目見申上候月日失念仕申候、正保元年_(六四)二月十八日備前_{ニテ}病死仕

申候、

一、実父原田善兵衛、生国雲州松江、祖父忠兵衛世倅_{ニテ}御座候、

京極備中守殿_{能義}江忍之者罷出、切米拾八石_{ニテ}四人扶持被_レ下罷有候、勤

其外具成儀ハ不奉存候、

一、私生国播州龍野、右瀬野九郎左衛門養子_{ニテ}罷成候、寛文十二

年_(三)三月四日、養父九郎左衛門代役被_レ召出候、則森川九兵衛組_{ニテ}被

仰付候、

養父瀬野九郎左衛門は出雲国能義郡戸田の出身で、堀尾忠晴公に忍

びの者として召し出され、切米十三石五斗・三人扶持を給わった。忠

晴公亡き後は備中松山藩池田長常公に召し出され、切米十五石・四人

扶持を給わった。長常公亡き後は、寛永十八年（一六四一）十二月、池田光政公に忍びの者として召し出され、二十石・五人扶持を給わった。

実曾祖父藤村久左衛門は山城国宇治郡田原生まれで、堀尾吉晴公に忍びの者として召し出され、切米十三石五斗・三人扶持を給わった。実祖父藤村忠兵衛は出雲国能義郡戸田の生まれで、曾祖父久左衛門の跡目を継ぎ、大坂の陣では忠晴公が鉄炮隊を三十五人召し連れた際に参陣し、忍びの者は一手になって打ち、とりわけ鉄炮を申し付けられ、大坂勢を打ち破った。忠晴公亡き後は、備中松山藩池田長常公に切米十五石・四人扶持で仕えた。長常公亡き後は、寛永十八年（一六四一）十二月に江戸で池田光政公に忍びの者として召し出され、切米二十石・五人扶持で仕え、正保元年（一六四四）備前で病死した。

実父原田善兵衛は出雲国松江生まれで、京極忠高公に忍びの者として召し出され、切米十八石・四人扶持で仕えた。私瀬野右衛門は播磨国龍野生まれで、瀬野九郎左衛門の養子となり、父九郎左衛門代役として召し出され、森川九兵衛組を仰せつけられた。

祖父は堀尾家に仕えた後に備中松山藩の池田長常に仕えたのに対し、実父は若狭から松江に入った京極忠高に忍びとして仕えたという点は興味深い。京極期の忍びについてはよくわかっていないが、藩主が堀尾から京極に変わった際、忍びがそのまま松江にとどまったことはないようである。

竹岡彦造による奉公書「先祖並御奉公之品書上」²⁵は以下のようなのである。

浅野瀬兵衛支配忍

切米貳拾九斗

武岡次郎右衛門 元禄九子五十七歳

扶持五人

一、曾祖父之儀者様子不奉存候、

一、祖父武岡勘十郎、生国伊賀武岡^{ニテ}御座候、堀尾帶刀殿^{（五郎）}、忍之者二罷出、切米拾三石五斗^{ニテ}三人扶持給、同山城守殿代迄罷有申候、則雲州^{ニテ}病死仕候、年号月日其外具成儀ハ不奉存候、

一、父武岡勘右衛門、生国雲州野喜之郡戸田、古主堀尾山城守殿^{（忠晴）}、祖父勘十郎跡目無相違被申付、同役相勤罷有申候、則大坂御陣之節、供仕側近被召仕相勤申候由、殊大坂勢佐竹殿手^{（江）}討出候時、山城守殿横合^{ニテ}御掛^リ、先達而鉄炮せり合之節、至于時鉄炮を被申付、三拾五人被召連候、忍之者共一手^{ニテ}成打立申候、旁以大坂勢敗軍仕候、帰陣之節諸事相勤、殊鉄炮被申付候処、首尾能相勤申候、与忝言葉之褒美御座候由承伝申候、山城守殿死去之後、池田出雲守様^{（江）}同役^{ニテ}被^{ニテ}召出、御切米拾五石^{ニテ}四人扶持被下候、被^{ニテ}召出候年号月日其外具成儀者不奉存候、出雲守様御遠行之後、寛永十八年巳十二月江戸^{ニテ}御家^{（江）}忍之者^{ニテ}被^{ニテ}召出、御切米貳拾石^{ニテ}五人扶持被下候、御目見申上候月日失念仕候、祖父武岡勘十郎は伊賀国武岡の生まれで、堀尾吉晴公に忍びの者として切米十三石五斗・三人扶持で仕えた。忠晴公のときまで仕え、出雲国で病死した。

父武岡勘右衛門は出雲国能義郡戸田の生まれで、祖父勘十郎の跡目を継ぎ、大坂の陣では忠晴公が鉄炮隊を三十五人召し連れて参陣し、忍びの者たちは一手になって打ち、大坂勢を打ち破った。帰陣後はさまざま勤め、とりわけ鉄炮を申し付けられて働いた。忠晴公亡き後は、

備中松山藩池田長常公に忍び役として召し出され、切米十五石・四人扶持で仕えた。長常公亡き後は寛永十八年（一六四一）十二月江戸で池田光政公に忍びの者として召し出され、切米二十石・五人扶持で仕えた。

以上岡山藩においては、伊賀者を忍びとして雇っていたが、さまざまな経緯を辿って岡山藩に落ち着いたことがわかる。そのなかでも大部分を占めるのが、天正伊賀の乱後に浜松で堀尾吉晴に抱えられてともに松江に入った伊賀者である。彼らは堀尾家断絶後にはそれぞれの道を辿り、池田光政のもとで再会して仕官することになった例も見られる。

そうした中、「堀尾期松江城下町絵図」に名前が記されている伊賀者のうち、与右衛門、惣右衛門、久左衛門は、池田家文庫の「奉公書」に記される経緯からして、それぞれ小嶋与右衛門、萩野惣右衛門、藤村久左衛門に相当するとみなされる。彼らは堀尾家に仕えた後はそれぞれの仕官先を求め、最終的には岡山藩の池田家に召し抱えられて忍びとして仕えることになったのは興味深い。

また、堀尾家に仕えた後、徳島の蜂須賀家に召し抱えられた者もあった⁸⁶。徳島大学附属図書館所蔵「成立書」によると、森脇・坂田・箕浦・大島・平井・梅岡の六家のもと伊賀国に居住していたが、天正伊賀の乱の際に伊賀を逃れて離散し、浜松の堀尾吉晴に召し抱えられたという。そして松江藩に仕えたが、堀尾家断絶後は浪人となって新たな仕官先を探し、高松藩第四代藩主生駒高俊に仕えた。高松藩に仕えるようになったのは、藩主の生駒家が伊賀上野藩主藤堂家と深い関係にあったからだと思われる。

しかし、一時は高松藩で仕官するものの、寛永十七年（一六四〇）のお家騒動（生駒騒動）により生駒家が改易されると、伊賀者は再び浪人となって仕官先を求め、徳島藩第二代藩主蜂須賀忠英に召し抱えられることになった。このとき、どれほど手柄があっても昇進させることはないという条件で、行列の先導などを務める徒士として採用されている。その理由は、「忍の達人であるため、手柄をたてるのは当然」（将卒役令）だからという⁸⁷。彼らは行列の先導だけでなく、御殿の警備や参観交替の時の警護、またときには他藩の内情調査や犯人の探索などを行った。彼ら伊賀者は、現在でも徳島市に伊賀町としてその名前をとどめている。

おわりに

堀尾家と忍者との関係は、播磨三木城の戦いでの吉晴の活躍により、秀吉から甲賀衆を百人を預け置かれたところからはじまる。そして、天正伊賀の乱によって伊賀を逃れた伊賀者が浜松で堀尾吉晴に召し抱えられ、関ヶ原の戦いに鉄炮隊と参加し、忠氏の松江入府に付き従って松江城下で治安維持に携わった。彼らの主な任務は鉄炮隊であったが、不寝番や祭礼時の警備や情報収集などの職務も行ったと考えられる。そして、堀尾家断絶後、彼らは仕官先を求めて中国・四国地方の大名を頼っていった。

松江においては、堀尾家の後、京極家、松平家と藩主が変わっても

忍者が存在していたことが確認できる。しかし、平和な世が訪れて必要性が低下したためか、残された史料は極めて少なく、具体的な状況はよくわからない。

また、『前橋藩松平家記録』に出雲出身の忍者の記述があることが指摘されており、堀尾家に仕えた伊賀者は、中国・四国地方にとどまらず、各地に広がっていったのかもしれない。⁽²⁸⁾

今後も松江藩ならびに各藩における忍者の実態について研究を深めていきたい。

(1) 山田雄司『忍者の歴史』(KADOKAWA、二〇一六年)。

(2) 堀尾吉晴については、島田成矩『堀尾吉晴』(今井書店、一九九五年)、松江歴史館開館10周年記念特別展『戦国の世を馳せた武将 堀尾吉晴』(松江歴史館、二〇二一年)などを参照。

(3) 『新修島根県史料篇第二近世上』(島根県、一九六五年)。

(4) 『松江市歴史叢書』一(松江市教育委員会、二〇〇七年)。

(5) 『松江市歴史叢書』一(松江市教育委員会、二〇〇七年)。

(6) 福井将介「堀尾吉晴・忠氏父子に関する基礎的考察」(『松江市歴史叢書』二、二〇一〇年)によると、吉晴の実名は、吉定↓吉直↓吉晴↓可晴↓可晴・吉晴共用↓吉晴と改名したとされるが、本稿では「吉晴」に統一する。

(7) 文書番号 D3-2056。

(8) 黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系』(吉川弘文館、

一九七六年)。

(9) 大阪市立中央図書館編『大阪編年史』第三卷(大阪市立中央図書館、一九六七年)。

(10) 『内閣文庫影印叢刊 譜牒餘録』(国立公文書館内閣文庫、一九七四年)。

(11) 『松江市歴史叢書』一(松江市教育委員会、二〇〇七年)。解説によれば、本文の記載の注記部分に寛永十年以降の内容を含むものがあり、その成立時期については検討が必要であるとされている。

(12) 『松江市歴史叢書』一(松江市教育委員会、二〇〇七年)。

(13) 岸賢一『雑賀の今昔』(雑賀郷土史編纂実行委員会、一九九一年)には以下の「鉄炮足軽人数表」が掲載されている。

寛永十年(一六三三) 堀尾家

伊賀衆四十人 雑賀衆四十人 鉄炮足軽五百八十人 弓足軽七十

一人

寛永十一年(一六三四) 〳十四年(一六三七) 京極家

さいか二十人 馬廻組・小姓組四百四十五人 弓足

軽四十二人

寛永十六年(一六三九) 松平直政

組外衆雑賀二十人 鉄炮足軽四百八十五人

寛文六年(一六六六) 〳延宝三年(一六七五) 松平綱隆

大横目衆雑賀四十人 持筒・先筒三百八十人

延宝三年(一六七五) 〳宝永元年(一七〇五) 松平綱近

記載なし

- (14) 『新修島根県史料篇第二近世上』(島根県、一九六五年)。
- (15) 揖斐は織田信雄に仕え、小牧・長久手の戦いで功績があった揖斐与右衛門政雄の弟普傳の息で、一族は堀尾家の家臣となっている(新庄正典「松江城下町遺跡出土の桔梗紋の瓦を使用した家について」『松江歴史館研究紀要』二二、二〇一二年)。
- (16) 大矢幸雄・渡辺理絵「近世初期における松江城下町の空間的特性——堀尾期松江城下町絵図」の分析を通して——(『松江市歴史叢書』一一、二〇一八年)。
- (17) 岸賢一『雑賀の今昔』(雑賀郷土史編纂実行委員会、一九九一年)。
- (18) 清川繁人「津軽と南部——忍者の系譜をたどる——」三重大学伊賀連携フィールド「忍者・忍術学講座」二〇一九年七月二十日講演。
- (19) 磯田道史「甲賀忍者の信実」『小説トリッパー』二〇一一年春季号、二〇一一年)。
- (20) 文書番号 D1-150。
- (21) 岡山県立図書館所蔵「備前侍帳」など。岡山藩の侍帳については、岡山県立図書館電子図書館システム「デジタル岡山大百科」<http://digioaka.libnet.pref.okayama.jp/>にて閲覧することができる。
- (22) 文書番号 D3-986。
- (23) 文書番号 D3-1088。
- (24) 文書番号 D3-1440。
- (25) 文書番号 D3-1472。
- (26) 徳島藩の忍者に関しては、井上直哉前掲論文に詳しい。
- (27) 根津寿夫「とくしまヒストリー」第19回「伊賀町」——城下町徳島の地名7——
<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/smph/johaku/meihin/page02-0/0tokushimahistory19.html> (最終閲覧日:二〇二二年二月十七日)。
- (28) 『企画展示図録 実相忍びの者』埼玉県立嵐山史跡の博物館、二〇一一年。
- (やまだ ゆうじ 三重大学人文学部)